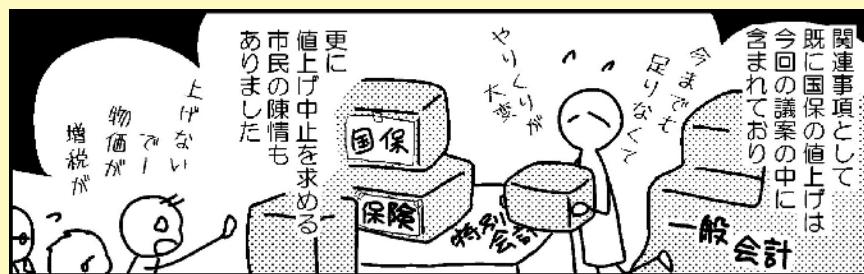


その2：予算額アップと社会保障の関係



3コマ目で触れている「国保の広域化」について、少し詳しく説明します。

そもそも国保が赤字になり一般会計から繰り入れなければならなくなったのは、国庫負担が削減されたため。いわば苦肉の策ですが、都道府県が運営主体になると今度は、市町村単位での繰り入れができなくなります。

となると(今でも赤字なのですから)次は保険料の大幅値上げという事態が予想されます。更に、広域化によって市町村の権限がなくなるので、困っている人を助ける工夫も市では不可能になるでしょう。

社会保障の削減のみを推し進める國の方針に、地方自治体が責任を持って待ったをかけなくてはなりません。



行政の《お財布》

国や自治体の“予算”には2つの種類があります。

使い道を自由に決められる一般会計と用途が決まっている特別会計。

後者には国民健康保険・下水道事業・介護保険・後期高齢者医療の4部門があります。



私が属する健康福祉常任委員会では、昨年12月の定例会に出された「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」を求める陳情を引き続き継続審議としました。「急がず充分な調査を行って結論を出してほしい」という陳情者の希望もあり、時間をかけていただいていますが、これから6月議会へ向けて意見をまとめていきます。

もうひとつ継続審議にしていた失語症者に意思疎通支援者を養成、派遣することを多摩市に要請する陳情は、以下の附帯

決議とともに全員一致で採択しました。

「国が予定している生活支援事業の対象に失語症も明記されたことを踏まえ、意思疎通支援者養成のモデル事業等を活用して積極的な事業展開を図ること」

小さな一步ですが、街と人とのバリアフリーを目指してこれからも努力を続けます。